

緊急間伐総合対策（緊急間伐5カ年対策）の着実な推進

健全で多面的な機能を発揮する森林を育成するとともに、花粉症対策にも資する観点から、150万haの森林を緊急かつ計画的に整備する「緊急間伐5カ年対策」を着実に推進。

47,274(50,140)百万円

1 ポイント

平成12年度から実施している「緊急間伐5カ年対策」の着実な推進を図るため、計画的な間伐の実施と間伐実施に必要な路網の整備を一体的に推進するとともに、間伐材の利用促進及び間伐推進のための条件整備を総合的に推進。

2 主な事業内容

(1) 緊急間伐5カ年対策

① 特定間伐等の実施

- ・公益的機能等を十全に発揮する森林の育成に向け、計画的な間伐の実施と路網の整備を一体的に推進。
- ・市町村と森林所有者との協定に基づく最長45年生までの特定間伐に対する助成を実施。

② 防災機能を高める間伐の推進

- ・機能が低下した保安林について、治山事業による本数調整伐等を実施。

○緊急間伐5カ年対策による間伐面積（案）

	5カ年対策 (H12～16年度)	H14年度 予 定	備 考
間伐面積	約150万ha	28万ha	平成13年度第2次補正予算で2万haを追加実施

(2) 間伐材等の利用促進

- ・間伐材等の加工流通施設の整備や、環境保全に資する施設をはじめ関係省庁等との連携による幅広い分野への利用促進及び普及啓発、木質バイオマスイエネエネルギー利用施設や木造公共施設のモデル的な整備、利用技術の開発等の取組を推進。

(3) 緊急間伐推進の条件整備

- ・林業機械作業システム等の整備とともに、国民に対する間伐等の森林の整備・保全の重要性の普及啓発、情報ネットワークを活用した地域の間伐・間伐材利用の推進への支援等を実施。

3 事業実施主体 都道府県、市町村、森林組合等

4 補助率 3/10、1/2、50/100、1/3 等

[担当窓口課：林野庁整備課]